

令和8年度 福島県 企業の魅力アップ奨励金

福島県次世代育成支援企業認証を取得した企業が
女性活躍や働き方見直しに取り組んだ実績に対し
福島県が奨励金を交付します

企業要件：福島県次世代育成支援企業認証を取得している企業

（「働く女性応援」中小企業認証、「仕事と生活の調和」推進企業認証のいずれでも可。）

取組期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（１）女性活躍支援コース 各20万円

※各項目、1事業主につき1回限り（過年度の交付を含む）

ア 女性管理職の増加

R8年度に新たに女性管理職を登用し管理職に
占める女性の割合が20%以上となった場合
R7年度までに20%を達成している場合は
R8年度にその割合が上昇した場合

R9.1.4(月)から
申請受付開始

イ 女性の積極採用

R8年1月から12月までに採用した労働者のうち
女性の割合が20%以上となった場合
※算定対象の労働者は、期間の定めなく雇用されている者
又は2か月を超えて雇用される者であり、かつ、過当たりの
所定労働時間が通常の労働者と概ね同等である者

ウ 女性役員の増加

R8年度に女性役員を新たに登用した場合

エ 離職者の再雇用

出産、育児、介護等を理由に離職した労働者を
再雇用した場合（男性も可）

オ 治療と仕事の両立

不妊治療等をはじめとした治療と仕事の両立を図る
ための休暇制度を導入し利用実績がある場合（男性も可）

カ 正規雇用労働者への転換

パートから正規への転換制度を導入し利用実績が
ある場合（男性も可）

（２）働き方改革支援コース

※ア・イ・オ・カは、1事業主につき連続する3か年度で3人まで（それぞれ別の3人であること）

※ウ・エは、1事業主につき1回限り（過年度の交付を含む）

ア 男性の育児休業の取得促進

（産後パパ育休含む）

7日以上（週休日除く・連続取得） 10万円
1か月以上（週休日含む・分割可） 20万円
3か月以上（週休日含む・分割可） 30万円

イ 介護休業の取得促進（介護休暇含む）

5日以上1か月未満（週休日除く・分割可） 10万円
1か月以上（週休日含む・分割可） 20万円

ウ 所定外労働の削減

（取組期間3か月）

要事前申込
R8.11.6(金)まで

過去2年比で平均15時間以上削減 20万円

エ 年次有給休暇の取得促進

（取組期間3か月）

要事前申込
R8.11.6(金)まで

過去2年比で平均3日以上増加 20万円

オ 男性の育児短時間勤務（1か月以上）の取得促進

20万円

カ 介護短時間勤務（1か月以上）の取得促進

20万円

（３）ファーストペンギン応援コース 各20万円

※各項目、1事業主につき1回限り（過年度の交付を含む）

ア 企業内初の男性育児休業取得者の誕生

企業内で初めて男性労働者が育児休業（7日以上）を取得

イ 企業内初の女性管理職の誕生

企業内で初めて女性を管理職に登用

ハードルの高い
企業内第1号の
誕生を応援します！



事業の流れ

対象

県内に事業所を有し、
福島県次世代育成支援企業認証を取得している企業



次世代育成支援企業
認証制度HP

認証の取得についてはこちら：

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/jisedaikuseisienkigyouninsyou.html>

選択した取組に応じて一定の成果を目指します。

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの取組実績が対象です。

※(1)女性活躍支援コース「イ 女性の積極採用」は令和8年1月1日～令和8年12月31日の採用実績が対象。

(1)女性活躍支援コース

ア 女性管理職の増加
イ 女性の積極採用
ウ 女性役員の増加
エ 離職者の再雇用
オ 治療と仕事の両立
カ 正規雇用労働者への転換

(2)働き方改革支援コース

ア 男性の育児休業の取得促進
イ 介護休業の取得促進
オ 男性の育児短時間勤務取得
カ 介護短時間勤務取得

(3)ファーストペンギン応援コース

ア 企業内初の
男性育児休業取得者の誕生
イ 企業内初の
女性管理職の誕生

①取組の実施・
成果目標の達成

②福島県へ
交付申請書兼
実績報告書を
提出

③取組の実績に
応じて福島県が
奨励金を交付

①福島県へ
参加申込書を提出
(事前申込)
R8.11.6(金)まで

②福島県による
参加決定

③社労士の訪問
による過去2年間
の実績の確認と
取組目標の設定

(2)働き方改革支援コース

ウ 所定外労働の削減
エ 年次有給休暇の取得促進

※事前申込が必要です。

④取組の実施(3か月間)

ウ 所定外労働の削減・・・過去2年比で平均15時間以上削減
エ 年次有給休暇の取得促進・・・過去2年比で平均3日以上増加

⑤社労士の訪問
による3か月間の
取組成果の確認

⑥福島県へ
交付申請書兼
実績報告書を提出

⑦取組の実績に
応じて福島県が
奨励金を交付

お問い合わせは
メールにて
お願いします。

福島県商工労働部 雇用労政課

メール: koyourousei@pref.fukushima.lg.jp

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/shourei.html>

奨励金HP

